

簿記会計の諸領域について

原 廉

はじめに

今回は簿記会計教育に関して特に3領域にしぼり問題点を述べてみたい。

3領域とは大学の会計教育、資金会計、および会計倫理の3つである。この3つはそれぞれ独立した領域なのであるが、共通した点は、簿記原理その他で必ずしも取上げられないことが多い、という点である。

日本の独特の事情があるといえばそれまでであるが、これからの国際化時代を控え、会計事務所のビッグエイトのいくつかは、日本に上陸するいうときに当って、あえて日本国内のみに固執することなく、世界の情勢、特に米国の情勢にも目を配り、新しい領域に対しても、意欲をもって研究を加えていくことが必要ではないだろうか。

1. 大学の会計教育について

この種の発表は極めて少ない。幸い、昭和59年5月23日から26日までの4日間、中央大学で開かれた日本会計研究学会第43回大会でこの問題はとりあげられたし、また「会計」誌上にも意見が掲載されているので、それを参考にして私見を加えてみたい。

「1 わが国大学の会計学教育の現状と特質 (1) ファンダメンタルな教育

……概していえば、商学部および経営学部の場合の方が経済学部の場合よりも、会計学関係の科目はより多く設けられているといえよう。しかしながら、これらの会計学教育が行われる大学のこれら学部卒業者は、その大部が卒業後、産業界で働らく人達であるという点では、共通性をもっているといえよう。

さてわが国大学での会計学の教育は、果たして①ファンダメンタルな会計学の知識や理解をもたせることを主とした教育であろうか、あるいは②プロフェッショナルな会計技能を身につけさせることを意図した教育であろうか。私はわが国大学の学部過程での授業は、前者すなわち、フ

ファンダメンタルな知識や理解をもたせることに主目的をおいた会計学教育が行われていると思うのである。」(注1)

もちろん、そのことは全く当然で意義ないし、また、当然短大にもあてはまることである。ファンダメンタルな知識や理解をもたせるためには、内容の精選が行われなければならない。精選した内容を系統的に与えることによって、理解が深まるのである。

「(2) プロフェッショナルな教育

……プロフェッショナルな会計教育といわれるものを、次に会社の経理担当者に目を向けて考察してみよう。今日の大学の学部過程の会計学の勉強したことで、果して会計実務に直結した会計・経理の担当者たる能力や技能を期待できるであろうか。確かに、会計学に対しての一応の基礎的理解力は与えられるであろうが、大学における会計学教育は、概していえば実務直結ではない。また学生のうちには税務だとかコンピュータ関係の知識が不十分であったり、またその会社特有の伝統や背景の理解も必要であろうし、また会計処理の具体的なシステムは、各社における特有なものもあるので、大学を卒業したのち会社の経理担当者たりうするためには、さらにその会社における教育なり、OJT を必要とすることになるであろう。

要するに、大学で行われる会計学教育は実務に役立つものとはいえない。しかし、会社の経理実務にとって果して無力かという、私は決してそうではないと思うのである。要するに大学で学ぶところは基本であり、会社の経理実務は応用であって、両者は相互依存の関係を保持すべきものと思うのである。」(注2)

基本を学ぶことには異義はない。しかし、基本の内容が問額である。基本は絶対的なものではない。基本といっても余りに実務と掛け離れ過ぎてしまったものはないのか。検討する必要はないのか。もっとも下手にいじると、検定試験などは大変なことになる。そのため、いじるべきものをいじらないまま来てしまった、というような現象はないのか。

「(3) 会計学は現代産業社会における役割を、どのように果しているかの教育

……私は学生諸君に対して現代産業社会における会計学の役割ならびにそのための会計学の役割ならびにそのための会計学の内容のあらましを理解させるということに主眼をおくべきだと思う。

それから何んといっても教育の対象である学生の大多数が将来会社等に就職したりして、産業界で働らく人たちであるということで、彼等に対して、とにかく会計マインドをもたせるように心がけるべきだし、またこのような意識をもたせることが必要なのではあるまいか。」(注3)

会計学の役割、会計学の内容のあらましを理解させ、会計マインドをもたせることに対しては、もとより異存がない。問題は理解のさせかた、会計マインドのもたせかたをどう考えるかに

ある。

「2 講義科目及び指導演習について (1) 講義科目の授業について

……次に大学の学部段階での講義科目の授業に関してであるが、次の諸点についての検討を必要とするように思うのである。

……(3)学部段階での会計学関係の授業は、従来は最初に簿記を教えたが、これに対して、最初に会計学総論をやる方がよいとする意見もあるがどうか。

……第三の会計学関係の学科目の履習順序を、最初に簿記から入ってゆくべきか、あるいは会計学総論から入る形態の方が、学生の会計学への関心をたかめるのに具合がよいように思う。簿記から最初に入る場合、とにかく会計学に対する先入観として、会計とは簿記的なものという誤った印象を与えてしまい、大多数の学生を会計学への興味から遠ざけてしまうケースがみられないではない。……」(注4)

わたしはやはり従来どおりの考え方に賛成である。

「会計とは簿記的なものという誤った印象を与えてしまい」といった意味ないし真意がわかりかねるのだが、この段階をとおらないと、会計学の説明でも応用となる工業簿記・原価計算などその他の科目でも、説明がよく理解されないのではないか。簿記は家屋でいえば土台と考えているので、これがないと学生自身が自信をもって、その次の科目をきくわけにいかないと思っている。

現にわが短大の場合、時間割の都合もあって簿記、簿記演習、会計学が1年で原価計算が2年で教えられている。簿記演習は1年で差支えないが、2年でもよいと思っている。原価計算は2年でよいが、会計学は2年のほうがよいと考えているくらいであるから、1年で会計学を、2年で簿記をとという考え方には組みし兼ねるのである。

前述の引用のなかの不明な点を明らかにする意味で、別の引用を試みよう。

「2 大学における会計教育をめぐる若干の検討課題 (2) 会計系列科目の履習順序

会計系列科目の履習順序としては、わが国の会計教育においては、伝統的に先ず簿記論から入って、次に会計学乃至財務諸表論を教えるという順序が多年に亘って行われてきたのである。

しかるに、最近の学生のうちには、大学というイメージのもとに理論研究に強い期待と憧れをもち、会計系列の最初の科目として簿記を学習する場合、簿記における記帳技術の学習は、商業高校段階の事務員の技術の学習であり、次元の低いものと考え、ひいてはそれを会計学全体のイメージとしてもち、会計学全般について興味をもたないという学生も見出されるようになった。

そのような会計学に対する誤った認識を回避するためにも、また複式簿記の原理は、昔も今も

変らないとしても、帳簿組織や記帳方法については、最近の実務では、相当に変化もしてきていることでもあるので、果して伝統的な簿記教科書的な記帳技術や方法を、1ヶ年かけて最初に取り組む必要があるのだろうか。むしろ簿記の原理やメカニズムについては、会計学総論の一部として教えるとともに、より全般的な会計学の現代社会における実態や全貌を、会計学総論としてとりあげる方がよくはないだろうか、とする意見もみられるようになったのである。

つまり、会計系列の科目の履習順序を、簿記から入るよりも、会計学総論から始める方がよいのではないかということであって、最近ではこうした履習順序をとる大学が次第に増加してきているように思うのである。」(註5)

これで「誤った印象」の意味がはっきりしたが、「誤った認識を回避するために」、また、「最近の実務では、帳簿組織や記帳方法については、相当に変化してきている」ので、「会計学総論から始める方がよい」という意見には賛成しかねる。

技術的なものを低く見るというのは日本的悪風潮である。コンピュータを習うのに簡単なプログラムの練習は必要であろう。

興味をもたない場合、低く見るというより煩雑なのでついていけないということもあるのではないか。

問題は教え方にはかなり左右されるのではないか。記帳技術といっても、高校生相手と大学生相手では教え方は変える必要がある。

大学生相手の場合は、単なる技術的な説明ではついて来ないと思う。記帳技術の背後には会計思想の裏付けがあるのであるから、折にふれ、重要と思われるところでは、会計の考え方を示してやることが、会計学ないし財務諸表論を学びたいという動機づくりになると思う。

取引から貸借対照表および損益計算書の作成までは、途中の補助簿・精算表などを含んで是非とも理解させたい。その過程である程度、会計的思考を折り込むことが必要と考えている。

また、取引、仕訳、転記と機械的に扱うむきもあるが、このことについては、わたくしは、貸借対照表(損益計算書)導入の形をとっている。すなわち、現金の借方の仕訳記入は、貸借対照表の借方に現金(すなわちプラス)があるからとする。

以上は1例であるが、教え方、内容の精選に問題がある場合もあるのではないか。また、記帳練習の指導といった点も十分に配慮されなければならない問題点であると思う。

次に、「1ヶ年かけて最初に取り組む必要があるだろうか」という点については、わたしの経験では簡単なことをやったのに、すぐに1年たってしまったという感じであるので、会計学総論の1部として教えるということがあまりピンとこないのである。

次に、企業の会計教育に目を転じてみよう。「(2) 知識教育の内容

経理業務は以上のように基礎業務、専門業務、特殊業務の3つに分けられるが、これらの業務

を行うのに必要な知識について次に述べてみよう。まず、経理業務に必要な知識は①共通な知識と②企業に固有な知識とに分けられ、さらにこれらの知識を経理業務に適用する能力を考えなければならないが、ここでは前者の知識教育の内容に限定して述べることにする。

まず、①の基礎業務に必要な共通の知識は、簿記、会計学、コンピュータの知識（データのインプットまでの処理）であり、また専門業務に必要な共通の知識は、財務諸表、原価計算、経営分析、管理会計、資金会計、税務会計である。そして、特殊業務に必要な共通の知識は連結会計、国際会計に関する知識であるとまとめることができる。

次に企業に固有な知識について述べてみよう。経理業務は企業の業種、規模などによって多様であり、それに伴い企業に固有の知識が存在するはずである。経理担当者は前述の共通の知識の習得のみならず、さらに企業に固有な知識を習得しなければならない。つまり、それぞれの企業の会計組織、経理規程、業務規程などの諸規程、生産形態などの知識は経理担当者にとって不可欠である。」(注6)

経理業務の共通知識の一つとして簿記は考えられている。そして、すべての出発点として簿記は考えられていると思う。

さて、しめくりであるが、簿記履習者の全員が経理事務に携わるわけではないのは当然のことからである。

しかし、直接かかわらなくとも、経済社会に生きるものとして、この財務諸表はどのような過程を経て作成されたかぐらいは知っておいたほうが、どれだけ役に立つことか。また、自分のところへまわって来た伝票に印を押す場合でも、基礎知識があれば、メクラ判を押さないですむであろう。さらに万一勉強しなおさなければならなくなった場合に、大いに役に立つことであろう。

いくらコンピュータ時代になっても、簿記の基礎知識は不可欠であると思うし、2年ではタイミングがよくない。また、会計学は簿記の基礎の上に立って、ある程度、独習あるいは通信教育でもなんとかできるが、簿記の独習や通信教育は理解しにくいようである。

1年で適切な内容で、適切な記帳練習によって、師弟ともに労を惜しまないで指導したいものである。

2. 資金会計について

前節の「企業の会計教育」のなかで、経理の基礎業務に必要な共通の知識として、あげたものは、簿記、会計学、コンピュータの知識、財務諸表、原価計算、経営分析、管理会計、資金会計、税務会計、連結会計、国際会計であった。

このうち、大学の講義・ゼミナールの授業を通じて、ほとんど取り上げられないものは資金会計、国際会計であろう。あとはなんらかの形で取り上げられていると思われる。

ところが米国の会計原理の初級を見ると、ほとんどが、原価計算にふれたり、資金会計にふれたりして、幅広く簿記を考えている。

一方、日本では、簿記縮少傾向が出たりしている。国際会計の時代を控えて、日本ももう少し、拡大型にならないものだろうか。

内容を実際に併せて検討しなおそうとすると、実際とかなりズレているので、相当なおさなければならぬ。下手になおすと、検定試験など多大に影響を受ける。そこで、内容をそのままにしておく、といったようなことはないのだろうか。なければ幸いであるが。

日本と米国では制度が違うといえはそれまでだが、あまり取り上げられない資金会計や国際会計など精選した形で簿記の中に入れていくことは考えられないものだろうか。

そうした意味で、今回は本紀要の第1号に資金会計の一部として、「財政状態変動表の一考察」と題する一文を掲げたのである。

今回は資金会計研究の一里塚として、前回より、やや広い面にわたって、資金会計の問題を取り上げ、紙面の許す範囲で掲載し、足りない点は次回にゆずりたい。

(1) 資金会計の問題点

わが国では、基本財務諸表 (Basic financial statement) として、利益剰余金処分計算書を含まれて3つの財務諸表の作成・開示が要求されている。

これに対して米国では、次の4つの財務諸表が基本財務諸表として取り扱われている。

- ① 貸借対照表 (Balance sheet または Statement of financial position)
- ② 損益計算書 (Income statement または Statement of income または Statement of earnings)
- ③ 資本金勘定計算書 (Statement of shareholders' equity または Statement of shareholder's investment) または利益剰余金計算書 (Statement of retained earnings)
- ④ 財政状態変動表 (Statement of Changes in financial position)

以上のうち④の財政状態変動表は、1期間における資金の調達・運用の活動と財政状態の変動の要約を示す計算書である。わが国で資金運用表 (Funds statement) と呼ばれているものに相当する。資金運用表はまた、資金計算書、資金表、資金適用表 (Application of funds Statement)、資金の源泉および運用に関する計算書 (Statement of sources and uses on funds) とも呼ばれる。

財政状態変動表は、損益計算書、貸借対照表の2つによる企業の経済活動に関する情報の提供

以外にも、資金の変動に関する資金情報に関心が寄せられるようになって、作成されるようになったのである。

とくにアメリカにおいて、1961年アメリカ公認会計士協会（AICPA）の会計調査研究書第2号が、資金計算書を主要な財務諸表として取り扱うべき問題を骨子とした勧告を行って以来、多くの論議がなされている^(注7)。

① AICPAの意見書第3号同協会の会計原則審議会も続いて、1963年10月に意見書第3号「資金の源泉および運用表（The Statement of Source and Application of Funds）」を発表した。

「経済上の資金の流れの分析」として知られるようになった考え方が、近年ますます注目されるようになったとして、「個々の会社における資金の流れ」は、資金源泉運用表として活用されてきたとしている。

最初、計算書としての概念のくい違いにふれ、「資金」は、ときには現金またはその相当物をさすものと解釈され、その場合は、資金源泉運用表は現金収入支出の計算書となる。

しかしながら、最もふつうの「資金」の概念は、運転資金、すなわち、流動資産から流動負債を差し引いたものである。もしその定義を文字通り適用すると、計算書は、流動資産または流動負債に影響する取引のみを含むことになる。さらに広い解釈では、「資金」は企業の外部との取引から生じる財政資源のすべてを指す、としている。

キャッシュ・フローにふれ、近年に至り、新しい概念（もっと正しくは、新しい名称を付した古い概念）が資金の流れの分析に、ますます重要となってきた。「キャッシュ・フロー」なる用語は、種々の概念に関連して用いられているが、財務上の文献において、また、さらに頻度は少ないが、会計上の文献において用いられる最もふつうの意味は、資金源泉運用表における「営業から得た資金」と同じである。これは、しばしば、「純利益プラス償却」、または「減価償却、減耗償却、均等償却などの控除前の純利益」とも定義される。ときに使う同義語に、「現金の獲得」、「現金の利益」および「現金の生産」がある、としている。

さらに続いて、「キャッシュ・フロー」の分析に関する議論の多くは、「キャッシュ・フロー」または「現金の利益」が、会社の真の収益力の尺度としての純利益にまさるとの、誤った印象を読者に与える。株価に対する現金の流れの率の計算は、会社の株式を評価する場合、株価利益率の代替または補充として行われ、表示されることがある。「キャッシュ・フロー」または「一株あたりキャッシュ・フロー」は会社の年次報告書の資金源泉運用表とは別個に、あるいはそれを欠いている場合に、社長書簡、財政概観またはその報告書の統計欄にしばしば表示された。換言すれば、資金源泉運用表からある一項目を摘出して、この数字は現金の流れに関する他の情報よりも重要であるとのふくみを与え、しばしば、「純利益プラス償却」が、会社の収益性の最良の尺度であるとのふくみをもたせる傾向が、一部の人々にあり、しかも増大している。一部の会社

の年次報告書に掲載される論説の底流には、「キャッシュ・フロー」の合計額を、配当支払に充当しうると考えることができるとの強いふくみがある、としている。

意見としては、資金については、資金源泉運用表の作成の基底をなす「資金」の概念は、この計算書の目的と一致しなければならない、連邦準備公報に年次報告に表示する場合と、運転資本として使用する場合の区別にふれている。

次に、キャッシュ・フローについての意見としては、「キャッシュ・フロー」の意義については、完全な資金源泉運用表に反映された、全体の資金の流れに言及することになしには、いかなる総括も結論を引き出すことはできない。営業から発生した全資金を示すために、減価償却額を加算することは、生産設備の更新および取替えには、相当の「現金の流出」を要し、しかも、減価償却額をこえることが十分にありうることを、財務諸表の閲覧者が留意していない場合は、誤解を招くおそれがある。「営業から得た資金」（キャッシュ・フロー）は、この計算書の重要項目の一つ、しかし、一つにすぎないものであり、その重要性は他の項目との関連においてのみ決定できる、としている。

そして最後に、「資金の源泉および運用表」と題する本意見書は、会計原則審議会の20名の委員により満場一致で採択された。委員のうちの3名、アームストロング、ブローおよびスパチエックの各氏は条件付きで賛成した、とある。

なお、以上の意見書第3号「資金の源泉および運用表」は、次に述べる、1971年3月発表のAPB意見書第19号により失効することになるのである。

② AICPA の意見書第19号

1971年3月、アメリカ公認会計士協会の会計原則審議会（APB）は意見書第19号「財政状態変動の報告（Reporting Changes in Financial Position）」を発表した。

それによると、財政状態変動表は、企業が期中の営業活動から得た資金をも含む資金調達（Financing）、および資金投下（Investing）の状況を要約するとともに、期中の財政状態の変動を十分に開示することを目的としたものである^(注8)。

従来資金計算書を「財政状態変動表」と名付け、これを損益計算書、貸借対照表と並ぶ基本的な財務諸表の1つとして公開を義務づけたのである。

意見書第19号では、「本意見書で採用されている資金運用表についての拡大化された概念に鑑み、本審議会は、同表の名称を財務状態変動表と変更することを勧告するものである。」と述べている。

APB意見書第3号は資金運用表を作成提示することを勧告し、主要な証券取引所の支持を受け、実業界にも広く受け入れられるようになり、一部の統制機関においては、提出書類のなかに、資金運用表を含めるよう要求するものもあらわれてはいたが、あくまでも勧告であって、義務づけてはいなかった。

そうした事情のなかにあつて、義務づけにもっていくための作成提示の指針設定をねらつて、意見書第19号は発表された。

討論のなかの「目的」および「資金」の2点をとり上げてみると、目的については、「資金運用表の目的は、(1)企業が期中の営業活動から獲得した資金を含めて、資金調達および資金投下活動を要約すること、(2)期間中の財政状態の変動を十分に開示することである。」としている。

資金については、「資金運用表における『資金』の概念には、実務の上でいくらかの相違があり、その結果資金運用表の性質に相違が生じてくる。例えば、ある場合、『資金』は現金預金またはこれと同等物と解釈されるが、その結果として作成される資金運用表は、調達された現金預金の要約表であることになる。もう一つの『資金』についての解釈は『運転資本』すなわち流動資産より流動負債を控除した残額であるとする解釈であり、その結果作成される資金運用表は運転資本の調達と使途の要約表であることになる。しかし、資金についての現金預金概念または運転資本概念のいずれかに基礎をおく資金運用表においても一部の資金調達および資金投下活動は期中において直接的に現金預金または運転資本に関連しないため掲記より除外されることとなる。例えば、株式または持分証券を発行して建物を取得することは、双方から一個の資金調達および資金投下の取引であるが、現金預金または運転資本のいずれにも影響を及ぼさない。資金運用表は、そのすべての目的を満たすために、財務状態に影響を与えるすべての主要な期中の取引についての資金調達および資金投下の部面を個別に開示する必要がある。このような取引の中には、社債、または債務負担証券あるいは株式または持分証券と引き替えに有形固定資産を取得または処分することおよび長期債務または優先株式を普通株式に転換することなどがある。」としている。

意見のなかで、基本的な考え方として、「本審議会は、調達および資金投下を要約する決算書は、財政状態のすべての変動を包含する広義の概念に基づくものでなければならないこと、およびこの決算書の名称もこの広義の概念を反映するものでなければならないと結論する。この理由から、本審議会は、この名称を財政状態変動表（以下『変動表』という）とすることを勧告するものである。決算報告をするそれぞれの企業体の変動表はすべての重要な資金調達および資金投下活動の部面を、現金預金またはその他の運転資本構成要素に直接関係あるとないにかかわらず開示しなければならない。例えば、証券を発行または他の固定資産と交換に特定の固定資産を取得すること、長期負債および優先株式を普通株式へ転換することは変動表に適切に反映されなければならない。」と示している。

（2）資金会計の展開

意見書第19号が発表され、基本的な財務諸表の1つとして財政状態変動表を取り上げて以来、資金情報開示にあたって公表すべき資金の概念、資金情報開示の目的、資金計算書の形式、損

益計算書および貸借対照表との関連などをめぐって、論争は一層さかんになってきている。カナダ、イギリス、西ドイツなどの海外主要国の資金情報開示の動きが高まっているという。このうち、国際会計基準委員会の発表のものとはわが国の発表のものを取り上げてみよう。

① 国際会計基準第7号「財政状態変動表」1976年に公開草案第7号「資金の源泉および運用に関する計算書」(The Statement of Source and Application)を公表し、さらに1977年10月に、基準第7号「財政状態変動表」を採択し、この財務表を1979年1月1日より基本的な財務諸表の1つとして公表することを勧告した。

第7号はその序説に次のように述べている「本基準書は、企業活動の財源を得るために調達された資源、および当該資源が投入された用途を期間ごとに要約する計算書の作成提示を取扱うものである。「財政状態変動表」という名称が、このような目的をもつ計算書の内容をよく示している。」

資金についての考え方は前述の意見書第19号を踏襲していると思われる。その他、連結財政状態変動表、持分法を適用して会計処理された投資、子会社の取得および処分に触れている。

② 日本公認会計士協会の財政状態変動表

わが国においては、1978年4月10日日本公認会計士協会会計制度委員会が「財政状態変動表について」と題する意見書を公開して、資金情報開示についての見解を示している。

発表の理由としては、「財政状態変動表は、一会計期間における企業の財政状態の変動を表示する財務表であり、これを貸借対照表および損益計算書とともに財務諸表の一部として提示することが国際的な趨勢となりつつある。さて、わが国でも、将来なんらかの形式によって採用すべき『財政状態変動表の作成基準』が必要となる。」としている。

その内容は1 財政状態変動表の概念、(1)財政状態変動表の作成目的、(2)財政状態変動表の表示様式、(3)財政状態変動表と資金概念、(4)財政状態変動表の表示項目、2 財政状態変動表の作成基準から成っていて、AICPAの意見書第19号「財政状態変動の報告」の考え方を踏襲しているものと思われる。

3. 会計倫理について (その1)

日本においては、この領域の研究・展開は至ってその量が少ないのではなからうか。

昭和59年5月23日から26日まで4日間、中央大学で開催された日本会計研究学会第43回大会で、パネルディスカッションとして、「会計における情報倫理」のテーマは取り上げられたが、これは情報処理に関するもので、必ずしも会計全体に関する倫理といったものではない。

日本でこの領域の研究・展開が少ないのは、何等かの形の基準のないことによるものである。米国のこの領域での基準および少ないながらも、これに関する研究を追求することにより、

多少ともこれからのこの領域の研究の手がかりとしたい。

なお、この領域の研究については、次回の研究紀要においてもさらに取り上げて行きたいと考えている。

(1) 専門職倫理に関する綱領^(注9)

最初に AICPA PROFESSIONAL STANDARDS (米国公認会計士協会専門職基準) の CODE OF PROFESSIONAL ETHICS (専門職倫理綱領) を取り上げてみよう。

序文では次のように4つの部類の倫理基準について述べている。

「先ず第1の部類は、『専門職倫理の諸概念』で、専門職倫理部で認められている哲学的論文である。これは次のことを示唆している。CPAは倫理綱領で示されている一般に認められた最小限度の行為を越えて争うべきでないし、強制的な基準を制定する意図はないという態度である。

第2の部類は、『行為に関する規則』で、強制的な倫理基準から成り、この規則が発効するには会員の認可が必要である。このことは協会の準則についても同様である。

第3の部類は、『行為に関する規則の解釈』で、州諸協会や諸審議会に公開表示後、規則の範囲を示し、適用の指針とするために、専門職倫理部実行委員会が採択した解釈から成り立つが、このような範囲または適用を制限する意図はない。しかし、このような指針からはずれた会員は、懲戒聴聞会で、このような背反を正当化することが大きな負担となることであろう。

第4の部類は、『倫理に関する裁定』で、州諸協会や諸審議会に公開表示後、専門職倫理部倫理部実行委員会が行う公式の裁定から成っている。これらの裁定は特定の事実に基づく一連の状況に対する管理規則の適用を要約したものである。同様な場合に、このような裁定に背反する会員は、そのような背反を正当だとする根拠を示すよう要求されるであろう。

『The Journal of Accountancy』誌の解釈または倫理の裁定に関する発表は、会員への通告である。したがって、通告の発表日が、特にその後の日付が示されない限り、通告の有効な日付となる。専門職倫理部は、会員が通告に応じられるよう妥当な期間を考慮に入れるであろう。

もし適用できるならば、会員はまた、州のCPA協会の倫理基準を参照し、州の会計職審議会、証券取引委員会およびその他の政府機関のいずれかの意見を聞くべきである。これらのものは会員の顧客である依頼人の営業を取り締まったり、会員の報告書を扱ったりして、依頼人が適用できる法律や関係規則に従っているかを評価している。

(2) 専門職倫理の概念

次に、専門職の倫理の概念の序文をみてみよう。9項目に分けて述べてあり、第7項目はさらに5項目に分けて述べている。

「① 専門職を区別する目安は、社会に対する責任である。したがって、真の専門職はすべ

て、倫理綱領を公表し、この順守を保証する手段を講じることが必須であると考えている。

② 健全な財務報告ならびに業務事項に関する勧告に関する社会、政府および実業界の信頼、および経済ならびに社会の生活面に対するこれらの事項の重要性は、公認会計士に特定の義務を負わせている。

③ 通常、公認会計士を信頼している人たちは、公認会計士の業務の質を評価することはむずかしいと感じている。しかし、人々は、公認会計士は能力があり、誠実な人物であると期待する権利はある。会計職の専門家になろうと思うものは、その原則を支持する義務を認め、技術の知識を増すために、諸方法の改善に努め、専門職として倫理基準および技術基準を守るものと想定されているのである。

④ 米国協会の倫理綱領は、公共に対する専門職の責任を強調している。すなわち、投資家の数が多くなるにつれて、会社組織の経営者と株主との間の関係がさらに非人間的になるにつれ、政府がますます会計情報を信頼するようになるにつれ、責任は増大しているのである。

⑤ 綱領はまた顧客である依頼人および同僚に対する CPA の責任を強調している。両者の関係に対する CPA の態度が、全体として、公共に対する専門職の責任に影響を与えないということとはありえないからである。

⑥ 協会の管理規則は、認められる行為の最低レベルを述べており、義務的なものであり、強制できるものである。しかし、CPA は単に禁止と指示されている程度の管理にとどまらず、それ以上に努力を払うというのが、専門職として最大の関心事である。むしろ、個人的な利益を犠牲にしても、高潔な行動のために、確固たる誓約を必要とする。

⑦ CPA が努力すべき管理は、断定的に述べられた5つの広い概念の倫理原則として具体化されている。

『独立性、誠実性および客観性』 公認会計士は、誠実性と客観性を維持すべきであるし、公的会計業務に従事する場合には、独立性を保持していなければならない。

『一般のおよび専門的基準』 公認会計士は、専門職の一般のおよび専門的基準を順守すべきであるし、継続的に能力および業務の質の改善に努力すべきである。

『依頼人に対する責任』 公認会計士は、依頼人に対して公正で率直でなければならぬし、最高の利益を挙げるように、専門職としての関心をもち、自分の能力の最善を尽くし、公共に対する責任が首尾一貫していなければならない。

『同僚に対する責任』 公認会計士は、専門職の会員間で、協力とよい関係を促進するようなやり方で、身を処することが必要である。

『その他の責任と実施』 公認会計士は、公共に奉仕するために、専門職としての才能およびその能力を高める方法をもって、自己管理を行わなければならない。

⑧ 前述の倫理原理は、強制可能な倫理綱領とは区別して、広い意味の指針を意図している。

たとえ、倫理原則が、規律上の行動の基準にならないとしても、倫理綱領の基礎となる哲学的な土台を形成するのである。

⑨ 以下の議論は倫理原則の各々について詳しく述べ、原則の支えとなる理論的根拠を与えることを意図するものである。

(3) 会計専門職の体系^(注10)

公認会計士は、長い間、自分を専門職と見なして、すべての点でもっと一般的に認められた法律、および医学などの専門家と等しいものと考えて来たのである。近年になって公認会計士はその名称に値するものと社会一般も考えるようになって来ているのである。

公認会計士の関心をもつ主題もその量が増加し、より複雑になるにつれて、社会の変化が起り、公認会計士の業務の需要度は高まり、しかも正確度が要求されるものとなっている。今日のような工業化された世界では、このような最新の、学究的な専門職のメンバーがいなければ動きのとれないものとなっているのである。

会計専門職の体系は建物になぞらえて説明されるかもしれない。建物の部品はすべて順番が必要とされ、建物が完成してはじめて居住がかなうのである。

① 土台 専門職の根底をなすものは、社会の福祉に必要な、一般に認められた学識集団から成る堅固な土台でなければならない。

この土台にあてはまるものとしては、会計学の諸科目を置き、学位を提供している大学の会計課程がそれに当たる。

学識集団が社会から要求されるものは、市、州、連邦の各役所が必要とする種々の会計報告書などがあり、証券取引委員会に提出の書類は独立公認会計士による証明が必要となるのである。

ロイおよびマックネイルが書いた「専門職の範囲」は、最も広く公表され、一般に認められた、会計専門職の土台について書かれた文書であるといわれている^(注11)。

② 枠組み 建物の土台に建てられる枠組みも専門職の体系に類似している。3つの要素がこの枠組みに含まれる。

すなわち、(a)学識集団を形成し、かつ維持する教育的過程、(b)個々の開業者が主題をしっかりと把握しているかどうかをテストする試験および免許証交付の過程、および(c)この学識の使用に関する社会への責任の意味、この3つの要素は必須のものである。

教育の過程では、単科大学および総合大学で広く利用できる。一定の最小限の正式な教育条件が満たされた後、CPA 試験を受けることが個人に許される。志願者は学士を保持するか、認定された大学レベルの公共団体から認定された学士相当の資格を保持していなければならない。

多くの州では、現在、CPA の業務が継続できるように、継続的な教育条件を保持している。そのほかに、米国公認会計士協会の CPA 事務所部に所属している事務所で、専門会計士とし

て業務しているものは、最小限の継続的教育条件を満たさなければならない。

試験と免許状交付手続きについては、各州ともこれらについて法律があり、統一した国家試験が行われるが、州によってはこのほかに、その地域に関連のある主題項目をつけ加えている。各州の会計職審議会は、正規に、会計業務を監視するという業務を行っている。

究極的に、社会に対する責任が存在している。財務諸表に対する意見を公正に行うことによって、第三者に信頼されるということをよく承知しているので、公正に監査を行うよう心掛ける。

③ 仕上げ 建物を完成させるには、壁や屋根を骨組みに取り付ける必要があるように、専門職の体系を完成させるためにも、いくつかのものを加えることが必要である。そのためには次の3つの要素が必要とされる。

(a)専門職の協会 (b)倫理綱領, (c)専門基準の3つである。

専門職の協会は沢山あるが、そのうち最も重要なのは、米国公認会計士協会である。本来は個人から成る組織であるが、CPA 事務所部があり、このなかに SEC (Securities and Exchange Commission, 米国証券取引委員会) 業務課と民間会社業務課がある。各州の CPA も州ごとに組織され、会員の規律については、自治権はあるものの、通常、AICPA と協調しているのである。

産業界および官庁で働いている内部専門職の人々から成る経営会計士の協会で主なものの1つは、全国会計士協会 (National Association of Accountants) である。会計および財務領域で上級の地位にある内部専門職の組織としては、財務担当幹部協会がある。その他、業務担当専門職の重要な組織としては、内部監査人協会、計画担当幹部協会、および官庁会計士協会などがある。学界では、米国会計協会が先導的な組織である。

米国公認会計士協会は、長い間かかって専門職の倫理綱領をもった。

内部監査人協会も長い間、自分の倫理綱領と責任についての声明書をもってきた。

専門職に関する専門的基準は、多くの源泉から生じているが、財務会計基準の主要な源泉は財務会計基準審議会 (FASB) である。民間部門集団は財務会計財団によって監督され、勧告審議会から援助を受ける。

会計調査に関して、AICPA 委員会および会計原則審議会が数年前行った意見表明も、FASB が明白な考えを表明しない限り、権威のあるものである。

会計原則もまた、防衛請負人のために、公式の政府団体である原価会計審議会による連邦契約のもとで、公表される。究極的には、証券取引委員会もまた、その裁定および説得力によって、会計原則を設定し、その会計原則の体制に影響を与えている。

(4) 証券取引委員会^(注12)

専門職の会計士にとって、特に重要な意味をもつものは、証券取引委員会の権限と活動である。この委員会1934年に設立され、内容およびそれに従った財務諸表およびその他の報告書や、

そのほかそれを入手するのに使う会計方法を決定する権限がある。

また、投資家の意思決定に必要と考えられるすべての情報を公表するよう要求することができる。事実上、大会社は SEC に報告書を提出しなければならないので、会計原則だけでなく、適正な報告書を保証するのに必要な監査手続きについても、効果的な統制を加えている。独立会計士による財務情報の証明は、有価証券取引法によって必要とされる。

SEC は会計原則の制定に関する全般的な責任を民間部門に委託している。その会計シリーズ刊行第15号の1部を次に示す。

証券取引委員会によって執行される国会の種々の法律は、投資家が投資決定に必要な情報を与えられるということを保証するために、法と責任のもとで、提出される勘定の作成および財務諸表の形式と内容に従う方法を規定する委員会の権限を、明瞭に述べている。

有効に、この法定の責任を果たすことで、会計専門職の専門技術、活動力、および才略を認識し、責任を放棄することなく、会計原則の制定と改善に指導力を発揮するものと、専門職が指名された基準設定委員会に、歴史的な期待を寄せている。この団体による決定は、投資家の必要に応じる場合、例外は少数であると委員会は見ている。

会計原則を制定するために、米国公認会計士協会審議会が現在指定した組織体は、財務会計基準審議会であり……この委員会の結論が投資家の利益を促進する期待をもっている FASB の会計原則および基準の制定と改善のリーダーシップをとるために、民間部門に目を向けるという政策を委員会は続行するつもりである。

以上の発表で指摘されるように、SEC による権限の委任は絶対的なものでも完全なものでもない。

委員会に提出される財務諸表の形式と内容に関する基本的な規則は、委員会規則 S-X、および公開条件と同様、必要な会計および監査手続きをよく示している会計シリーズ発表に含まれている。

委員会は実際に独立していない公認会計士を独立者として認めない。たとえば、①報告する財務諸表の検査に従事している期間に、その会社の財政上の利益を直接、間接に得るような行為をした場合、また②検査中に、その会社の後援者、証券引受人、投票保管人、役員、または従業員として関係したような場合である。

SEC はまた委員会より早く、処置に適切な実務上の規則をいくつか採択しているし、委員会の基準に合致しない会計士に対しても、基準として次のように規則を定めている。

委員会は次に掲げる事項に関しては、聴取の機会について通知した後、委員会が発見したどんな人に対しても、いずれの場合でも、それ以前の発表や実施の特権について、一時的または永久的に否定するかもしれない。

- ① 他人に示すのに必要な資格を有していないこと。
- ② 品性や誠実性に欠けるかあるいは非倫理的または不適切な専門家としての行為をなすこと。
- ③ 連邦有価証券法の条項またはその下の規則を故意に犯すこと、または故意に違反を助成し、教唆すること。

注

- (1) 「会計」1983年3月「号わが国大学の会計教育」青木茂男 p. 2
- (2) 同上 p. 4-5
- (3) 同上 p. 5
- (4) 同上 p. 6-7
- (5) 「会計」1984年7月号「再び大学の会計教育」について p. 22-23
- (6) 「会計」1984年5月号「企業の会計教育」山田勇治 p. 119-120
- (7) 「現代資金会計の動向」小川洵編著国元書房 昭和58年6月 p. 1
- (8) 改訂新版「英文財務諸表入門」デトロイト・ハンキンズ・アンドセルズ公認会計士共同事務所編 税務研究会 昭和58年5月 p. 161
- (9) AICPA PROFESSIONAL STANDARDS VOLUME B AS OF JUNE 1, 1983, AMERICAN INSTITUTE OF CERTIFIED PUBLIC ACCOUNTANTS, COMMERCE CLEARING HOUSE, INC. p. 4281-4282
- (10) 「The Accounting Professional」Floyd W. Windal and Robert N. Corley, Prentice-Hall, Inc., 1980, p. 8-9
- (11) 「Horizon for a Profession」, Robert H. Roy and James H. Mac Neill, New York: American Institute of Certified Public Accountants, 1967
- (12) 「The Accounting Professional」p. 11-14